

同時発表：観光庁

令和2年3月6日
北海道運輸局

2020 オリパラ時には、外国人観光客を ストレスフリーで快適な環境のもと、おもてなししましょう！

～「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業
(ホストタウン等緊急対策事業)」の公募を開始～

観光庁は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場、選手村、ホストタウンが所在する市区町村において、地域が一体となって行うインバウンド受入環境整備を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（ホストタウン等緊急対策事業）」の公募を3月6日（金）から開始します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会により多様な外国人観光客の来訪が見込まれる競技会場周辺、ホストタウン、選手村が所在する地域において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を緊急に整備するため、これらの地域のうち、これまで訪日外国人観光客の受入環境整備が十分に進んでいなかった地域を中心に、公共交通機関から観光案内所、観光拠点、飲食・小売店等に至るまでの地域が一体となって行う多言語対応、無料公衆無線LANやキャッシュレス決済環境の整備、バリアフリー化等を緊急的に支援します。特に飲食店、小売店等についてはインバウンド対応を重点的に支援することができるメニューとなっています。

1. 公募期間

令和2年3月6日（金）～4月24日（金）

2. 補助対象事業及び補助率

補助対象事業：地域が一体となったインバウンド受入環境整備

補助率：1/3

※制度概要は別紙1、申請スキームは別紙2、重点ポイントは別紙3をご参照ください。

3. 申請方法（公募要領、申請書等）

以下の観光庁HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000448.html

【問い合わせ先】

観光庁 観光産業課 担当：松浦、高橋、浜砂、櫻井
電話：03-5253-8111（内線 27-305、27-323、27-327）
03-5253-8330（直通）
FAX：03-5253-1585

北海道運輸局観光部 観光企画課
担当：米沢、遊佐、岡本
電話：011-290-2700
FAX：011-290-2702

- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会により多様な外国人観光客の来訪が見込まれる競技会場周辺、ホストタウン、選手村が所在する地域において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を緊急に整備する必要がある。
- このため、これらの地域のうち、これまで訪日外国人旅行者の受入環境整備が十分に進んでいなかった地域を中心に、公共交通機関から観光案内所、観光拠点、飲食・小売店等に至るまでの地域が一体となって行う多言語対応、無料公衆無線LANやキャッシュレス決済環境の整備、バリアフリー化等を緊急的に支援する。

A まちなかにおける受入環境整備

①まちなかにおける多言語観光案内標識の一体的整備

- ICTを活用した案内標識の整備
- デザインを統一した多言語サイン看板の整備

②地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化
基本整備メニュー

③店内表示及びメニューの多言語化対応 ④キャッシュレス決済環境の整備 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備

追加整備メニュー 上記③、④、⑤が整備される見込みがある場合（または完備されている場合）申請可能

- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多様な宗教等への対応力の強化（上限50万円）
- 段差解消等



B 観光案内所等の受入環境整備

○訪日外国人旅行者への対応力の強化

- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 無料公衆無線LAN環境の整備

○観光案内所等の情報提供基盤の強化

- 施設の整備改良
- 案内標識の多言語化
- HP・コンテンツ作成
- 案内放送の多言語化
- 掲示物等の多言語化

補助率 3分の1

地域要件

以下のいずれかに該当する市区町村

- 東京オリンピック、パラリンピックの**競技会場**が所在する自治体
- **ホストタウン**に登録された自治体
- **選手村**が所在する自治体

事業主体

- 整備計画作成主体
- 補助対象事業者

(1)市区町村 (2)観光地域づくり法人(DMO) (3)協議会等

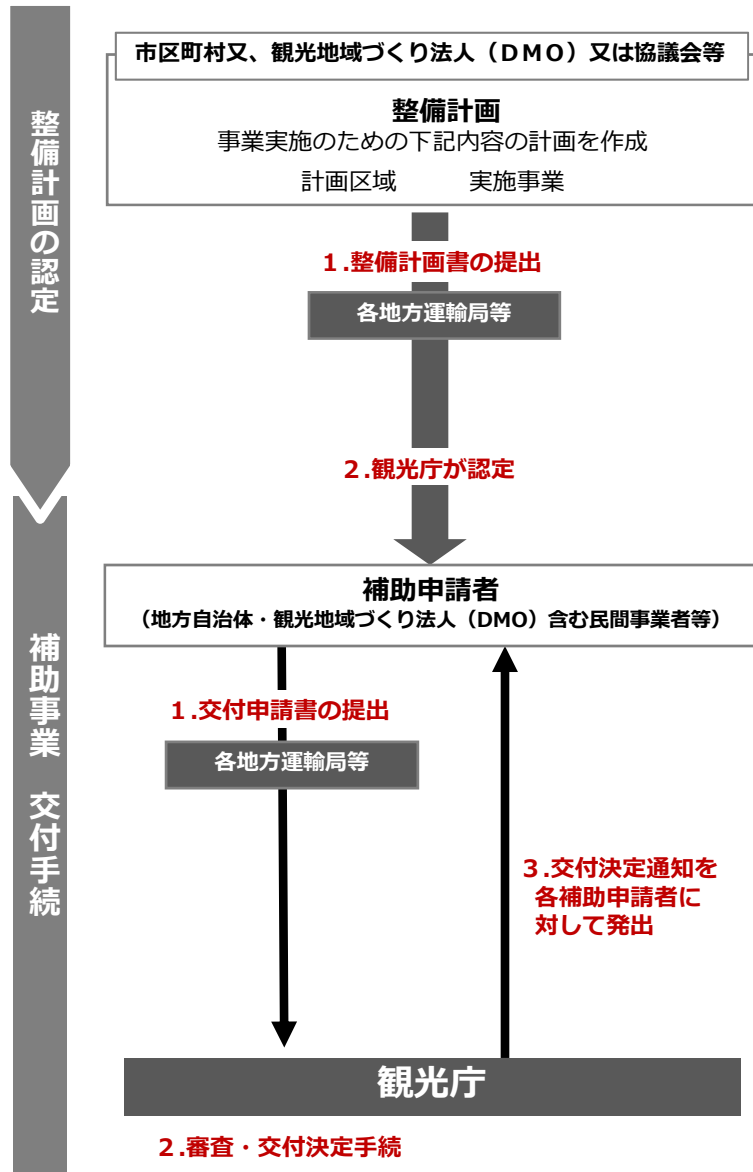
(1)地方公共団体 (2)民間事業者 (3)協議会等

実施要件 Aの事業のうち①または②を1つ以上実施した場合、Bの事業も整備可能

募集期間等

募集期間（予定）：3月6日（金）～4月24日（金）
 交付決定予定（最短）：4月上旬～6月中旬
令和2年7月末までに補助事業完了
 ※予算がなくなり次第応募を終了します

※上記内容は現時点のものであり、今後変更となる場合があります



■申請スキーム

東京オリンピック・パラリンピックにより多様な外国人観光客の来訪が見込まれる競技会場周辺、ホストタウン、選手村が所在する市区町村、観光地域づくり法人（DMO）又は協議会等が単独又は共同で「整備計画」を作成

1. 地方運輸局等を経由して観光庁に整備計画を提出
2. 観光庁が支援対象とする整備計画を認定

補助対象事業者は、認定された整備計画に記載された補助事業に関わる交付申請書を作成

1. 補助申請者は、地方運輸局等に交付申請書を提出
2. 観光庁が申請書を審査し、交付決定手続を実施
3. 観光庁より、交付決定のあったものに対し、交付決定通知を各補助申請者に対して発出

○ 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、訪日外国人旅行者を受け入れるための環境整備として特に重要な多言語対応、無料Wi-Fiサービス、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進めるとともに、段差解消等のバリアフリー化や、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化を行うことにより、訪日外国人6,000万人時代を見据えた基盤を整備する。

1. 補助対象事業者

- ・ 飲食店・小売店等 ※多言語対応した情報サイト等に登録されている（される見込みのある）者
- ・ 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、商工会議所、商工会、観光協会、商店街等

2. 補助率等

補助対象経費の3分の1以内、⑥の段差解消等のみ上限50万円(一事業者につき)

3. 補助対象事業

基本整備メニュー

①～③の受入環境を完備するための整備を支援

①店内表示及びメニューの多言語化対応



店内表示の多言語化



メニューの多言語化
(ホームページ含む)

②無料公衆無線LAN環境の整備



③キャッシュレス決済環境の整備



追加整備メニュー

①～③が整備される見込みがある場合（または完備されている場合）支援可能

あわせて④～⑥を支援可能

④多言語翻訳システム機器の整備



多言語案内・翻訳用
タブレット端末



多言語案内・翻訳用
システム機器

⑤多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

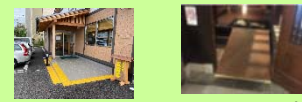


啓発事業
(セミナー)



視察事業
(国内の先進事例視察)
※啓発事業を実施する場合に限る

⑥段差解消等の移動円滑化



出入口・店内の段差解消



車椅子使用者が利用可能な
客席の整備



車椅子使用者用便房への改修
等

※上記内容は現時点のものであり、今後変更となる場合があります